## 富山地方最低賃金審議会 令和5年度第2回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和5年10月3日(火) 10:00~11:40

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員高倉委員、両角委員、長尾委員労働者代表委員加藤委員、山本委員、鈴木委員使用者代表委員江下委員、中委員、寺山委員

事務局福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

- 4. 議事次第
  - (1)金額審議
  - (2) その他
- 5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第2回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は委員全員の御出席を賜っており、定足数を満たしていることより、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

以後の議事進行は、高倉部会長にお願いいたします。

[高倉部会長] ただ今から、令和5年度第2回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を開催します。

本日は2回目の部会審議ですが、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

前回は労使各側の主張を伺ったところですが、前回の主張について、追加・変更すること等 がございましたらお伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょうか。

[鈴木委員] 前回の労使での審議を行いまして、労働側のほうから改めて主張のポイントを追加でお伝えしたいものがございますのでよろしくお願いしたいと思います。前回の審議の中では、使用者側の御主張の中に、県内の中小企業が大変厳しいという御指摘でのいくつか盛り込んだお話しをいただきました。そこにつきましては、当然ながら中小企業への影響を配慮しなくてはいけないことは我々も考えておりますが、今回議論しておりますのは、百貨店、総合ス

ーパーという大きな企業の分野での議論でございますので、そういう意味では、客観的に百貨 店,総合スーパーでの現状、実態での議論を是非お願いしたいということを改めてこの場で申し 上げておきたいと思っております。それから、前回の審議の中では、労働側の主張に百貨店の 業界は回復しつつあるという通知をお伝えしておりますけれども、前回は6月の富山県内の大 型小売店の販売額 113 億 7,500 万、前年比で 6.7%、既存店ベースでも前年比 5.8%とお伝え申 し上げましたけれども、最新のデータがございますので、付け加えて御案内申し上げます。7 月富山県内の大型小売店の販売額 112 億6,700 万、前年対比で2.1%の前年比を超えているよ うな数字だということでございます。伸び率は少し鈍化しつつありますが、前年を超えている という意味では回復堅調にあると見ることができると思っております。2点目につきましては、 前回使用者側の御主張の中に、当県の既往百貨店が非常に厳しいとの御指摘をいただいており ました。全国的に見ても地方百貨店が厳しい状況にあることは十分理解をしております。厳し いだけではなくて、是非使用者側の方にお尋ねしたいのが、具体的に特に地元の百貨店である 大和百貨店が今後どうあるべきなのか、今後の見解といったことも伺いたいと思いますのでよ ろしくお願いいたします。それから、使用者側の根拠の中に、賃上げ率を参考に2円アップし て 950 円という具体的な数値を挙げられておりました。この 2 円アップの根拠ですが、特に御 説明を聞いておりますと非製造業・サービス業での賃上げ率というお話であったと思います。 今年の我々のUAゼンセンに流通部門がありまして、そこでのパートタイムの賃上げについて、 御案内をしたいと思います。これは全体で加重平均 63.1 円、6.17%。この 6.17%は、正社員 の賃上げ率3.59%より高い水準で妥結していることについても、資料としてお伝えしておきま す。さらに、具体的な企業名で申し上げますと、イオンリテールワーカーズユニオンのパート タイムの賃上げ額は、71.9円、率は7%。ユニーの富山の賃上げについては51.3円、5.23% と高い伸び率になっているといえます。5点目は、昨年の地域別最低賃金908円でしたが、百 貨店,総合スーパーの特定最賃と地域の差が7円の915円でした。今回使用者側は950円を主張 されていますが、優位性は2円になります。去年が7円だったのが、今年は2円になってしま う格差が小さくなる理由について、もし答えていただけるのであればお願いしたいと思います。 少なくとも労働側の主張としては、大和百貨店が改善しているという背景を考えるのであれば、 この格差をさらに縮小させるという理由にはなりにくいのではないかと考えております。もう 1点、過去からの地域別最賃と特定最賃の格差について、事務局の資料にもございますとおり、 昨年は地賃と特賃の差は7円でありました。その前は13円、令和2年は16円。最大の格差が あったのが、平成27年の54円。これまでの格差が縮小傾向にあるわけですが、今回この格差 を縮小させることで、百貨店,総合スーパーの特定最賃の必要性について、次年度以降は失くす というような意図が見え隠れするのではないかとこちらは懸念をしております。我々が提示し ました 962 円は、前回事務局からの資料の最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移(百貨店, 総合スーパー) のグラフがお手元にあったかと思いますが、令和5年の平均額 1,223 円ですけ れども、我々の主張した962円は、ちょうど第1・10分位数の水準と同じになります。今回使 用者側の 950 円の推移は、第1・20 分位数の 946 円を若干上回る形になります。ここの水準の 前提は、昨年度の地域別最低賃金の 908 円がベースになっているところがあると理解しており ますので、今年度は948円まで上がっていますので、この水準自体も上がってくることが容易 に推測できるという考え方であります。以上のことで前回の労使の審議の中で、使用者側から いろいろと御説明いただいた内容をこちらも真摯に受け止めながら考えておりますけれども、

若干もう少し改めて労働側としては、今申し上げたような点で追加の説明をさせていただきたいと思います。労働側からの追加のポイントは以上です。

[高倉部会長] 使用者側はいかがでしょうか。

[中委員] 今ほどいろいろと御指摘ありがとうございます。いくつか申し上げさせていただ くとすれば、業績は確かに回復傾向にございます。おっしゃるとおりでございます。企業は働 く皆さまのそういった頑張りによって制度も大きく変わってくるという満足感も大事なことか なと認識しております。回復傾向は業績的には確かにありますが、ただ 2019 年費というコロナ 前の業績と比較しますと、やはり回復途上といいますか、いい兆しは確かに見えていますが、 主要の大企業さんと地方の中小企業・零細企業さんでいうと、これからしっかりと、財務基盤 のところの経営環境を構築していかれる、そういったことも頑張っておられるのではないかと 思っております。やはり雇用を連続して守っていくのが重要なところ、経営者の責任と認識も しております。恐縮ですが、大和の方針ですが、地方の百貨店として、地域に密着・地域貢献 を念頭において、日々いろんな方にお世話になりながら営業をしておりますが、2019年8月高 岡大和の撤退という状況で、財務基盤の安定に向けた経営をここ数年、言葉では言い尽くせな い中で、当然労働側の協力をいただいて、何とかアフターコロナということで頑張っていると ころでございます。当社だけでのことではなくて、広く見たときにそういった状況も当然ある 中で、今お話しいただいたことを十分受け止めて、考えなくてはいけないという認識でおりま す。いずれにしても、この後重要な経営環境を乗り越えていく大事な局面であるという認識は、 多くの経営者の方はそういった認識を持っておられると感じております。すべてにお答えてで きておりませんが、以上になります。

[高倉部会長] 御意見をお伺いしましたが、ほかによろしいでしょうか。労働側、いかがでしょうか。

[鈴木委員] 今回第2回目の審議会の大きな目的というのは、やはり金額の改定に向けて、どれだけ歩み寄れるのかということになりますので、前回労働側としては962円ですし、使用者側のほうは950円ということで、12円の大きな差がありますので、先ほどこちらのほうからも追加で主張させていただきましたけれども、つきましては全体の審議ではなく、個別の審議の中で進めていただければと思います。

[高倉部会長] 続いて、議事 10 の「金額等審議」に入りたいと思います。今ほどもお話がありましたが個別でお話をお伺いいたします。

まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側はお呼びするまで、控室でお待ちください。

(個別折衝)

[高倉部会長] 部会を再開します。

労働者側の主張としては960円、使用者側の主張としては950円ということでした。双方の主張にはまだ隔たりがございます。

しかしながら、調整の余地もあるように思われますので、第3回の専門部会を開催して再度 審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、次回は10月16日(月)午後2時00分から開催し、再度審議を行いたいと存じます。

全会一致で結論が得られますよう、各側委員の御協力をよろしくお願いします。 そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議は以上で終了いたします。 なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

> 労働者代表委員からは、加藤委員 使用者代表委員からは、江下委員

のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、加藤委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認い ただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。